

やまがた移住・子育て割

(個別約款)

2024 年 11 月 26 日実施



目 次

<u>1 適用条件</u>	1
<u>2 個別約款の変更</u>	1
<u>3 料金の適用期間</u>	2
<u>4 料 金</u>	3
<u>5 そ の 他</u>	3
<u>附 則</u>	4

1 適用条件

この個別約款は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用するお客さまが、この個別約款の適用を希望され、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に基本約款とあわせて適用いたします。

(1) 個別約款の水のチカラ～やまがた e でんき～（以下「水のチカラ～やまがた e でんき～」といいます。）の適用を受けるお客さまであること。

(2) 次のいずれかに該当すること。

イ 過去 2 年以内に山形県外から山形県内に転入されたお客さまであること。

ロ 需要場所において、過去 2 年以内に山形県外から山形県内に転入された家族と同居しているお客さまであること。

ハ 需要場所において、18 歳未満の家族と同居しているお客さまであること。

2 個別約款の変更

(1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この個別約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の個別約款によります。

イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この個別約款を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの個別約款を変更いたします。

なお、この個別約款を変更するまでの間、この個別約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款お

よびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ハ イおよびロ以外の事由であって、電源調達費の変動または社会情勢の変化等、合理的な理由により、この個別約款を変更する必要がある場合

- (2) 当社は、この個別約款の変更を行なう場合は、この個別約款の変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、電気事業法第2条の13に定める書面（以下「契約締結前交付書面」といいます。）および電気事業法第2条の14に定める書面（以下「契約締結後交付書面」といいます。）の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、当該変更となる事項の概要のみをお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面を交付することなく、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結後交付書面は交付いたしません。

3 料金の適用期間

料金の適用期間は次のとおりといたします。

- (1) 水のチカラ～やまがた e でんき～とあわせて申込みされる場合

この個別約款による契約を開始した日から、この個別約款による契約を開始した日の直後の検針日を起算として 5 か月後の検針日の前日までといたします。

(2) 水のチカラ～やまがた e でんき～をすでに契約されている場合

この個別約款による契約を開始した日から、この個別約款による契約を開始した日の直後の検針日を起算として 6 か月後の検針日の前日までといたします。ただし、契約の開始が検針日と同日の場合は、この個別約款による契約を開始した日を起算として 6 か月後の検針日の前日までといたします。

ただし、適用期間に 2027 年 3 月の検針日以降の期間が含まれる場合には、2027 年 3 月の検針日の前日までといたします。また、この個別約款による契約が消滅した場合は、消滅日の前日までといたします。

4 料 金

- (1) 各月の料金は、水のチカラ～やまがた e でんき～によって料金として算定された金額から(2)の割引額を差し引いたものといたします。
- (2) 各月の割引額は、水のチカラ～やまがた e でんき～によって算定された各月の基本料金といたします。

5 そ の 他

- (1) 当社は、1（適用条件）(2)について、住民票等により、事実確認を求める場合があります。
- (2) 虚偽の申込みにより、この個別約款の適用を受けていることが明らかになった場合は、当社は、この個別約款を解約いたします。
- (3) 廃止または解約によって水のチカラ～やまがた e でんき～の需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、当社は、この個別約款を解約いたします。
- (4) その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この個別約款は、2024 年 11 月 26 日から実施いたします。